



平成28年4月27日

三豊市長 様

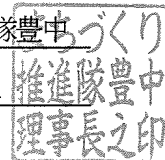
申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野田 卓三

電話番号 0875-62-5210



地域内分権推進交付金実績報告書

平成27年5月8日付け三政田第98号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 11,715,004円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成27年度 事業実績報告書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

平成27年度は特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中として積極的な活動を行いました。まず、「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパーク」の指定管理者となつて2年目となりました。公園内及び施設内は常に清掃に気を配り、来園者がいつ来ても楽しむことが出来るよう四季折々の草花を植栽し、日本ならではの季節を感じる事が出来る空間づくりを積極的に行っています。

また、4部会もそれぞれの分野で自主事業を展開し活躍しています。「安全・防災部会」は、防災訓練の計画及び実施や、関係団体とのパイプ役、自主防災組織立ち上げのサポート等、減災の重要性や知識を一人でも多くの方に身に付けていただけるよう努めています。各地域の防災訓練に自主的に参加し、地域と繋がることで、防災知識や人の輪が広がることを期待しています。

地域交流部会では、三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパークを地域住民の交流の場とし、様々な事業を実施しています。「豊中町の名産づくり」として月1回、施設内にて「肉もっそ」を製造・販売し、平成27年度は、様々なイベントにも出店し大好評でした。

環境保全部会は、平成26年度に三豊の里川を通じて、「里海・里山・里川」を考える市民協議会「三里会」を設立しました。平成27年度は、河川清掃など環境保全活動を実施しています。6月、8月には、宮川の河川清掃を実施いたしました。ペットボトルや飲料缶等トラック約2台分の資源ごみを回収し、地域に貢献しました。

健康・福祉部会は、前年度に引き続き豊中町の文化祭に参加し、「無料の骨密度測定コーナー」を設け、保健師による骨密度測定及び健康相談を実施いたしました。また、骨粗鬆症に関するパンフレットを配布し、より健康意識を高めていただくためのきっかけになればと期待しています。

2. 組織体制

理事 12名 監事 2名 事務局長 1名 事務局職員 2名 館長 1名
一般会員 74名 賛助会員 3名

3. 個別事業報告書

事業名	広報紙第3号の発行					
事業内容	まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知し理解を得るため、年に1回広報紙を発行しています。平成27年度で3回目の発行となります。					
実施日時	平成27年12月					
実施場所	事務局					
参加者・受益者	豊中町民			(延人数 3,500人)		
役務提供者	理事・事務局			(実人数 3人) (延人数 30人)		
予算額 決算額	収入額	70,200	円	支出額	70,200	円
	内訳 受取交付金	70,200	円	内訳 印刷製本費	70,200	円

事業名	豊中町名産品(肉もっそ)販売事業			
事業内容	<p>「肉もっそ」を豊中町の名産としての位置づけを始めて2年目となります。平成27年度は四国新聞や三豊ケーブルTV、NHKのローカル番組にも「肉もっそ」を取り上げてもらうことが出来、知名度もかなり広がっています。また、三豊市内や観音寺市内で行われるイベントにも、主催者の方から出店の依頼が来るまでになり、「肉もっそ」の販売は、豊中町の活性化にも繋がっているのではないかと考えています。</p> <p>「肉もっそ=まちづくり推進隊豊中=豊中町」と定着しています。</p>			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・三豊市及び観音寺市のイベント会場他			
参加者・受益者	豊中町民を始め、三豊市・観音寺市の不特定多数の来客者 (延人数 3,300人)			
役務提供者	理事・会員・事務局 (実人数 20人) (延人数 340人)			
予算額	収入額	746,350 円	支出額	702,401 円
決算額	内訳	名産売上高 725,550 円 その他売上 20,800 円	内訳	名産品仕入高 301,980 円 その他仕入高 14,256 円 材料費 161,348 円 諸謝金 187,017 円 消耗品費 2,000 円 支払手数料 35,800 円
		名産売上高 746,350 円 支出額 702,401 円 差引収益 43,949 円		

事業名	豊中町名産品(肉もっそ)作り支援事業			
事業内容	<p>今まで「肉もっそ」を豊中町の郷土料理としての位置づけをするため、調理方法の調査や研究及び工夫を重ね、現在豊中町の名産として販売をしています。</p> <p>また、家庭でも作ってもらうことが出来るように、レシピや作り方のチラシを配ったり「肉もっそ」の料理教室を開催いたしました。</p>			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・三豊市及び観音寺市のイベント会場			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者 (延人数 1,300人)			
役務提供者	理事・会員・事務局 (実人数 20人) (延人数 120人)			
予算額	収入額	271,771 円	支出額	271,771 円
決算額	内訳	受取交付金 265,771 円 その他事業収益 6,000 円 (料理教室参加費)	内訳	材料費 12,472 円 事務用品費 6,108 円 通信運搬費 1,720 円 消耗備品費 112,208 円 消耗品費 820 円 広告宣伝費 103,299 円 保険料 9,000 円 支払手数料 26,144 円

事業名	おせったい (年4回)			
事業内容	四国遍路者数は年間 10 万～20 万人といわれている。全国各地から訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げるための絶好の機会と考えます。全国各地から訪れる巡礼者を対象に、本山寺で「肉もっそ」の試食をしていただきました。結果は大好評で早速 SNS などネットに数多くの情報を流していただき、幅広く拡散することが出来ました。			
実施日時	平成27年6月7日・平成27年10月15日・平成28年1月31日・平成28年3月20日			
実施場所	本山寺			
参加者・受益者	本山寺への巡礼者		(延人数	800人)
役務提供者	理事・会員・事務局		(実人数	15人)
			(延人数	60人)
予算額 決算額	収入額	95,979 円	支出額	95,979 円
	内訳 受取交付金	95,979 円	内訳 仕 入	28,000 円
			材 料 費	24,389 円
			諸 謝 金	31,267 円
			事務用品費	7,803 円
			消耗品費	1,908 円
			広告宣伝費	612 円
			保 険 料	2,000 円

事業名	雛人形・鯉のぼり・結納飾りなど季節に応じた展示会			
事業内容	豊中町から集められた家庭で飾らなくなった「雛人形」「鯉のぼり」など、地域の方々に楽しんでいただけるような展示会を毎年行い、豊中町の「町おこし」の一つにしたいと考えています。			
実施日時	平成26年10月より通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		(延人数	2,000人)
役務提供者	理事・会員		(実人数	15人)
			(延人数	70人)
予算額 決算額	収入額	32,251 円	支出額	32,251 円
	内訳 受取交付金	32,251 円	内訳 材 料 費	11,429 円
			通信運搬費	1,944 円
			消耗品費	17,798 円
			支払手数料	1,080 円

事業名	花一杯プロジェクト			
事業内容	各花苗を会員の家で大切に育て、不動の滝カントリーパーク内にて見頃になった草花を飾っている。年間を通して会員により手入れや水やりを行い、四季折々に草花が咲き誇り、大勢の来園者の方々が訪れるようになりました。豊中町の地域の活性化に繋がっていると思います。			
実施日時	通年			
実施場所	不動の滝カントリーパーク			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		(延人数	一人)
役務提供者	理事・会員・地元の子供達		(実人数	145人)
			(延人数	850人)
予算額 決算額	収入額	172,214 円	支出額	172,214 円
	内訳 受取交付金	172,214 円	内訳 材 料 費	171,164 円
			消 耗 品 費	1,050 円

事業名	防災・減災事業			
事業内容	各小学校校区自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織を設立する自治会には、マニュアル及び訓練等のサポートを積極的に実施し、避難所運営のためのノウハウを構築しました。また、訓練に必要な共通する資機材を揃え、訓練時に貸出しを行っています。			
実施日時 実施場所	平成27年10月 4日 笠田小学校 平成27年10月25日 桑山小学校 平成27年11月15日 比地大地区 平成28年 3月11日 高瀬高等学校			
参加者・受益者	笠田小学校（親子ふれあい防災訓練） 桑山小学校（264名参加） 高瀬高等学校（生徒・職員 319名参加） (延人数 833人)			
役務提供者	公民館及び地区有志の方々 (実人数 50人) 地元消防団・三観広域消防・理事・会員 (延人数 200人)			
予算額 決算額	収入額 内訳 受取交付金	260,108 円 260,108 円	支出額 内訳 通信運搬費 消耗備品費 消耗品費 支払手数料	260,108 円 1,278 円 225,516 円 29,534 円 3,780 円

事業名	講演会開催事業			
事業内容	働きたいけど家庭や子育てのことで、今一步踏み出せない女性のための座談会を開催しました。今回はまちづくり推進隊高瀬・詫間・豊中での共催で、詫間で実施致しました。働きたい女性を応援するための企画となります。			
実施日時	平成27年9月15日			
実施場所	三豊市			
参加者・受益者	三豊市からの来場者 (延人数 10人)			
役務提供者	まちづくり推進隊詫間・高瀬・豊中事務局 (延人数 4人) 理事 (実人数 20人)			
予算額 決算額	収入額 内訳 受取交付金	3,116 円 3,116 円	支出額 内訳 広告宣伝費	3,116 円 3,116 円

事業名	犬のフン害防止			
事業内容	犬の飼い主に対し、フンの後始末をするよう効果的な啓発を継続して行う。本年は三豊市で犬のフン害防止のチラシを刷ってもらい豊中町に全戸配布をしました。			
実施日時	通年			
実施場所	豊中町			
参加者・受益者	豊中町民 (延人数 3,500人)			
役務提供者	会員及び理事・事務局 (実人数 8人) (延人数 32人)			
予算額 決算額	収入額 内訳	0 円 0 円	支出額 内訳	0 円 0 円

事業名	健康福祉相談コーナー設置			
事業内容	保健師と打ち合わせ等を通じて連携を取り、昨年と同様に豊中町の文化祭へ出展し、参加者の骨密度や血圧を測定することで健康増進を図りました。また、毎年開催することで、健康に対する意識や自己管理を高めることに協力したいと考えています。			
実施日時	平成27年11月1日			
実施場所	三豊市市民交流センター			
参加者・受益者	豊中町民		(延人数	110人)
役務提供者	理事・会員・事務局・市の保健師		(延人数	6人)
			(実人数	6人)
予算額 決算額	収入額	29,806 円	支出額	29,806 円
	内訳 受取交付金	29,806 円	内訳 諸謝金	2,050 円
			印刷製本費	25,920 円
			通信運搬具	1,836 円

事業名	「三里会」活動支援事業			
事業内容	人の暮らしと自然がもっと身近に感じられるように、水環境の保全と創出のための協議会を設置し、活動の支援を行いました。			
実施日時	平成27年 6月14日 (第1回 宮川清掃) 平成27年 8月 9日 (第2回 宮川清掃) 平成27年11月22日 (七宝山登山道調査) 平成28年 2月14日 (第1回 宮川擁護壁調査)			
実施場所	平成27年 6月14日 (森安橋より本山稻荷橋付近まで) 平成27年 8月 9日 (坂浦橋付近より森安橋付近まで) 平成27年11月22日 (七宝山) 平成28年 2月14日 (一里山橋付近より森安橋付近まで)			
参加者・受益者	豊中町		(延人数	一人)
役務提供者	平成27年 6月14日 (水利組合他各種団体・理事・会員) 16名 平成27年 8月 9日 (水利組合他各種団体・理事・会員) 10名 平成28年11月22日 (里山愛好会会員・会員) 7名 平成28年 2月14日 (理事・会員) 7名		(実人数	40人)
			(延人数	40人)
予算額 決算額	収入額	25,439 円	支出額	25,439 円
	内訳	25,439 円	内訳 通信運搬具	2,436 円
			支払助成金	23,003 円

事業名	カブト虫観察会			
事業内容	不動の滝カントリーパークの一角に多数のカブトムシの幼虫が生息している。これを捕獲し、越冬・脱皮・成虫の過程を小学生に観察させ、自然の営み・命の素晴らしさなどの体験学習に繋げ、公園の存在価値・楽しみ・賑わいに繋げたい。			
実施日時	通年			
実施場所	不動の滝カントリーパーク			
参加者・受益者	豊中町の児童達	(延人数	50人)	
役務提供者	理事・会員	(実人数	5人)	(延人数
		(延人数	30人)	
予算額	収入額	6,030 円	支出額	6,030 円
決算額	内訳 受取交付金	6,030 円	内訳 材料費	6,030 円

事業名	HIBI☆Chazz=k in MITOYO コンサート&イルミネーション			
事業内容	三豊市及び豊中町の子供達を中心に、Jazzを基本に映画音楽や邦楽などを生バンドで楽しむことを体験してもらい、子供の健全育成を図ることを目的とする。また、12月のクリスマス時期より翌2月のバレンタイン頃までイルミネーションを飾り、明るく華やかな演出をすることにより賑わいを寄与した。			
実施日時	平成27年12月23日			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター			
参加者・受益者	三豊市及び豊中町民	(延人数	180人)	
役務提供者	青空クラブ・理事・会員・事務局	(実人数	55人)	(延人数
		(延人数	55人)	
予算額	収入額	50,000 円	支出額	50,000 円
決算額	内訳 受取交付金	50,000 円	内訳 支払助成金	50,000 円

事業名	ホームページ管理事業			
事業内容	まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知し理解を得るためリアルタイムに情報を提供する。また町内の各種団体の活動も合わせて情報を収集し提供する。			
実施日時	通年			
実施場所	事務局			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数	(延人数	一人)	
役務提供者	事務局	(実人数	1人)	(延人数
		(延人数	32人)	
予算額	収入額	85,619 円	支出額	85,619 円
決算額	内訳 受取交付金	85,619 円	内訳 消耗備品費	82,759 円
			消耗品費	2,860 円

事業名	不動の滝 臨時駐車場			
事業内容	不動の滝カントリーパークの桜の花見時期には、大勢の花見客が車でやってきます。駐車場の収容台数は公園の広さに比べて狭く、周辺の道路に駐車する車が多い。地元住民にも迷惑がかかることがあるため、公園の近くにある広い空き地を駐車スペースとして確保でき一時的に貸していただきました。			
実施日時	通年			
実施場所	事務局			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数			(延人数 一人)
役務提供者	理事・会員・事務局			(延人数 8人) (実人数 40人)
予算額	収入額	53,288 円	支出額	53,288 円
決算額	内訳 受取交付金	53,288 円	内訳 外注費	49,680 円
			消耗品費	1,308 円
			支払手数料	2,300 円

事業名	部会運営費			
事業内容	健康福祉・安全防災・地域交流・環境保全の4部会の運営に要する費用を一括して計上する。			
実施日時	通年			
実施場所	-			
参加者・受益者	まちづくり推進隊豊中会員			(延人数 140人)
役務提供者	理事・会員・事務局			(実人数 20人) (延人数 140人)
予算額	収入額	37,400 円	支出額	37,400 円
決算額	内訳 受取交付金	37,400 円	内訳 賃借料	37,400 円

事業名	自治会連合会豊中支部			
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会、県外研修を行った。 自治会連合会豊中支部(別会計)として、事業を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	豊中町全域			
参加者・受益者	自治会長			(延人数 93人)
役務提供者	支部長・事務局			(実人数 4人) (延人数 4人)
予算額	受取助成金	465,000 円	支出額	465,000 円
決算額	内訳 受取交付金	465,000 円	内訳 支払助成金	465,000 円
		@5,000×93自治会		

事業名	防犯灯管理、交通安全事業					
事業内容	既存の防犯灯の修繕、交通安全キャンペーン・パトロールの実施等を行った。					
実施日時	通年					
実施場所	豊中町全域					
参加者・受益者	豊中町民	(延人数	-人)			
役務提供者	事務局	(実人数	3人)			
		(延人数	72人)			
予算額 決算額	収入額	533,637	円	支出額	533,637	円
	内訳 受取交付金	533,637	円	内訳 食糧費	14,448	円
				修繕費	519,189	円

事業名	公共施設管理事業					
事業内容	保健センターの消耗品の補充を行った。					
実施日時	通年					
実施場所	保健センター					
参加者・受益者	保健センター利用者等	(延人数	-人)			
役務提供者	事務局	(実人数	3人)			
		(延人数	3人)			
予算額 決算額	収入額	10,579	円	支出額	10,579	円
	内訳 受取交付金	10,579	円	内訳 消耗備品費	8,302	円
				消耗品費	2,277	円

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター					
事業内容	三豊市より指定管理者として施設の運営及び管理を行う。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民及び不特定多数の来客者	(延人数	-人)			
役務提供者	館長・事務局・シルバー人材センター 他	(実人数	6人)			
		(延人数	240人)			
予算額 決算額	収入額	5,647,450	円	支出額	5,261,640	円
	内訳 受託事業収益	4,902,000	円	内訳 給与	1,896,910	円
	事業収益	744,998	円	法定福利費	258,972	円
	その他事業	452	円	外注費	7,900	円
				業務委託費	1,711,753	円
				旅費交通費	3,800	円
	収 益	5,647,450	円	事務用品費	10,592	円
	支 出	5,261,640	円	通信運搬費	107,353	円
	差 引	385,810	円	消耗備品費	62,818	円
				消耗品費	79,096	円
				修繕費	58,260	円
				施設燃料費	106,029	円
				水道光熱費	866,138	円
				保険料	9,942	円
				リース料	68,507	円
				租税公課	37	円
				支払手数料	13,533	円

事業名	不動の滝カントリーパーク		
事業内容	三豊市より指定管理者として公園の管理と運営を行う。		
実施日時	通年		
実施場所	不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民及び不特定多数の来客者		(延人数 -人)
役務提供者	館長・事務局・シルバー人材センター他		(実人数 20人) (延人数 240人)
予 決 算 額	収入額	5,466,288	円
	内訳		
	受託事業収益	4,648,000	円
	事業収益	814,739	円
	その他事業	3,233	円
	受取利息	316	円
	収益	5,466,288	円
	支出	4,237,968	円
	差引	1,228,320	円
	支出額	4,237,968	円
内訳			
外注費	181,780	円	
業務委託費	2,304,239	円	
車両費	52,382	円	
車両燃料費	32,937	円	
消耗品費	93,825	円	
食糧費	15,503	円	
修繕費	64,465	円	
施設燃料費	10,010	円	
水道光熱費	1,208,879	円	
広告宣伝費	12,895	円	
保険料	244,230	円	
租税公課	7,751	円	
支払手数料	9,072	円	

4. 総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第2回通常総会
開 催 日 時	平成27年4月23日 19時00分～
出 席 状 況	44名 (会員42名、監事2名) 委任状提出18名
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度事業実績報告及び収支決算について・平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について・役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部変更(案)について・役員選任候補者(案)について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第17回理事会
開 催 日 時	平成27年4月8日 19時00分～
出 席 状 況	8名 (理事7名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none">・役員改選について・第2回通常総会開催について・役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部変更について

会 議 名	第18回理事会
開 催 日 時	平成27年5月13日 19時00分～
出 席 状 況	14名 (理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none">・平成27年度特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中事業計画の進め方について・部会の運営について・理事会の運営について・「三豊発!!さぬき軽トラ市」出店について

会 議 名	第19回理事会
開 催 日 時	平成27年6月10日 19時00分～
出 席 状 況	13名 (理事12名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり活動資金交付要綱(案)について・みとよ・観音寺青年会議所主催「ブロック大会」へ「肉もっそ」の出店について

会 議 名	第20回理事会
開 催 日 時	平成27年7月8日 19時00分～
出 席 状 況	14名 (理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆるキャリ座談会」の開催について ・「健康長寿のまちづくり」活動について

会 議 名	第21回理事会
開 催 日 時	平成27年9月9日 19時00分～
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中町文化祭 健康相談コーナー設置について ・「犬のフン害防止」チラシの配布について ・豊中町公民館等主催の文化祭へ「肉もっそ」の出店について ・平成27年度 事業計画の進捗状況について

会 議 名	第22回理事会
開 催 日 時	平成27年10月14日 19時00分～
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度 事業計画の見直しについて ・本山寺における「おせったい」について ・公用車の購入について

会 議 名	第23回理事会
開 催 日 時	平成27年11月11日 19時00分～
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・肉もっその販売特約店の展開・試行について ・「HIBI☆Chazz-k」コンサートの共催について ・住民主体による介護予防・生活支援サービス事業について ・平成28年度の事業計画(案)について ・広報紙第3号の発行について ・三豊市豊中コミュニティセンターへの案内板(道路標識)の設置について

会 議 名	第24回理事会
開 催 日 時	平成 27 年 12 月 9 日 19時00分～
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙第 3 号の発行について ・ まちづくり推進隊 7 町の合同研修会 (仮称) について ・ 第 2 回「ゆるキャリ座談会 (豊中主催)」の開催について

会 議 名	第25回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 1 月 13 日 19時00分～
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度 事業計画(案)について

会 議 名	第26回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 2 月 10 日 19時00分～
出 席 状 況	12名 (理事11名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度 事業計画(案)について ・ 不動産の滝カントリーパーク周辺の案内板の設置について ・ 豊中コミュニティセンターへのベビーカーとベビーベッドの設置について ・ 職員の雇用等について ・ 定款の一部変更について ・ 会計事務の税理士への依頼について

会 議 名	第27回理事会
開 催 日 時	平成 28 年 3 月 16 日 19時00分～
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度事業実績報告 (案) 及び収支決算 (案) について ・ 指定管理の平成 27 年度収支報告 (案) について ・ 平成28年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について ・ 第3回通常総会開催 (案) について ・ 不動産の滝カントリーパークの花見時季の駐車場対策について

決 算 報 告 書

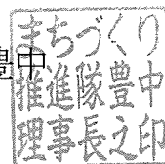
第 4 期

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1



貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成 28 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,306,723
現金(事務局)	1,408	前受交付金	2,853,996
現金(コミュニティセンター)	11,695	預り金	117,103
現金(不動産の滝)	5,425	流動負債 計	4,277,822
普通預金(事務局)	3,716,170	負債合計	4,277,822
普通預金(コミュニティ)	644,224	正 味 財 産 の 部	
普通預金(不動産の滝)	1,764,668	【正味財産】	
現金・預金 計	6,143,590	前期繰越正味財産額	558,105
(売上債権)		当期正味財産増減額	2,862,863
未 収 金	33,565	正味財産 計	3,420,968
売上債権 計	33,565	正味財産合計	3,420,968
(その他流動資産)			
仮 払 金	40,000		
その他流動資産 計	40,000		
流動資産合計	6,217,155		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	519,422		
車両運搬具	848,204		
機械及び装置	114,009		
有形固定資産 計	1,481,635		
固定資産合計	1,481,635		
資産合計	7,698,790	負債及び正味財産合計	7,698,790

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金(事務局)	1,408
現金(コミュニティセンター)	11,695
現金(不動産の滝)	5,425
普通預金(事務局)	3,716,170
普通預金(コミュニティ)	644,224
普通預金(不動産の滝)	1,764,668
現金・預金 計	6,143,590

(売上債権)

未 収 金	33,565
ココロ	(14,665)
ペパシ	(7,000)
ダイドー	(8,300)
その他	(3,600)
売上債権 計	33,565

(その他流動資産)

仮 払 金	40,000
その他流動資産 計	40,000

流動資産合計

6,217,155

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	519,422
車両運搬具	848,204
機械及び装置	114,009
有形固定資産 計	1,481,635

固定資産合計

1,481,635

資産の部 合計

7,698,790

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	1,306,723
ナフコ豊中店	(11,591)
エスエーエス(ガス)	(4,562)
JAエネルギーガス部門	(3,793)
四国電力	(145,053)
水道局	(24,715)
シルバー人材センター	(174,258)
丸山作業所	(48,000)
村上電機	(19,531)
日通商事	(7,140)
西讃赤松	(17,782)
豊中クリーン	(219,486)
役員報酬	(29,082)
職員給料	(521,223)
法定福利費	(53,978)
法定福利費(事業)	(20,049)
その他	(6,480)
前受交付金	2,853,996
預 り 金	117,103
源泉所得税	(33,442)
住民税	(10,300)
社会保険料	(73,361)
流動負債 計	4,277,822

負債の部 合計

4,277,822

正味財産

3,420,968

活動計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

【税込】(単位：円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取交付金		11,715,004	
【事業収益】			
事業収益	1,559,737		
受託事業収益	9,550,000		
その他事業収益	3,463	11,113,200	
【その他収益】			
受取利息	1,367		
雑収益	10,556	11,923	
【売上高】			
名産品売上高	725,550		
その他売上高	20,800	746,350	
経常収益計			23,586,477
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料手当(事業)	1,896,910		
法定福利費(事業)	258,972		
人件費計	2,155,882		
(その他経費)			
売上原価	344,236		
材料費(事業)	386,832		
外注費(事業)	239,360		
業務委託費(事業)	4,015,992		
諸謝金(事業)	220,334		
印刷製本費(事業)	96,120		
旅費交通費(事業)	3,800		
事務用品費(事業)	24,503		
車両費(事業)	52,382		
車両燃料費(事業)	32,937		
通信運搬費(事業)	116,567		
消耗備品費(事業)	491,603		
消耗品費(事業)	232,476		
食糧費(事業)	29,951		
修繕費(事業)	641,914		
施設燃料費(事業)	116,039		
水道光熱費(事業)	2,075,017		
賃借料(事業)	37,400		
広告宣伝費(事業)	119,922		
保険料(事業)	265,172		
リース料(事業)	68,507		
租税公課(事業)	7,788		
支払手数料(事業)	91,709		
支払助成金(事業)	538,003		
その他経費計	10,248,564		
事業費計		12,404,446	
【管理費】			
(人件費)			
給料手当	5,555,639		
役員報酬	360,000		
法定福利費	773,299		
人件費計	6,688,938		
(その他経費)			
印刷製本費	123,639		
会議費	55,614		
旅費交通費	19,404		
事務用品費	129,082		
車両燃料費	16,475		
通信運搬費	298,552		
消耗備品費	176,795		
消耗品費	23,781		
水道光熱費	61,200		
新聞図書費	3,194		
減価償却費	336,340		
保険料	163,161		
リース料	85,680		
租税公課	3,793		
支払手数料	133,520		
その他経費計	1,630,230		
管理費計		8,319,168	
経常費用計			20,723,614
当期経常増減額			2,862,863
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			2,862,863
当期正味財産増減額			2,862,863
前期繰越正味財産額			558,105
次期繰越正味財産額			3,420,968

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
代表者氏名 理事長 野田 卓三 様

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 (NPO の場合は、活動計算書) 及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成 28 年 4 月 17 日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監事 安藤 正徳 (印)

監事 萩田 専治 (印)

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

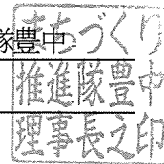
平成28年4月27日

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野田 卓三

電話番号 0875-62-5210



全役員名簿

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 芳廣	三豊市豊中町本山甲 1939番地1	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日
理事長	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2569番地1	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日
副理事長	森 健	三豊市豊中町比地大 2550番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
副理事長	近藤 八重子	三豊市豊中町比地大 1236番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2569番地1	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
理事	近藤 恵子	三豊市豊中町下高野 1575番地	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
理事	大西 元子	三豊市豊中町笠田笠岡 2883番地1	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
理事	島崎 史子	三豊市豊中町本山乙 21番地1	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
理事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4098番地7	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	藤田 薫	三豊市豊中町本山甲 1476番地3	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	大森 士郎	三豊市豊中町岡本 142番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	千秋 泰啓	三豊市豊中町笠田笠岡 589番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	十川 剛	三豊市豊中町比地大 967番地1	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無
理事	大北 正明	三豊市豊中町本山甲 1500番地1	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	千秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 699番地	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無
理事	筒井 得滋	三豊市豊中町岡本 625番地1	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無
理事	三野 彰	三豊市豊中町岡本 2475番地	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無
監事	三野 求	三豊市豊中町岡本 2503番地	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
監事	十川 剛	三豊市豊中町比地大 967番地1	平成27年4月1日～ 平成27年4月23日	無
監事	荻田 専治	三豊市豊中町上高野 3752番地	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無
監事	安藤 正徳	三豊市豊中町笠田笠岡 2618番地	平成27年4月24日～ 平成28年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前 3 項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の提示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	芳廣
副理事長	大西	啓幸
副理事長	近藤	八重子
理事	大森	士郎
理事	近藤	恵子
理事	森	健
理事	大西	元子
理事	千秋	泰啓
理事	金子	忠弘
理事	籾田	薫
監事	三野	求
監事	十川	剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは定款に相違ありません。

平成28年4月27日

団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野田 卓三

